

## 訂 正 表

ビジネス・キャリア検定試験標準テキスト『総務2級』（第3版）の記述の一部に誤りがありました。お詫びとともに以下のように訂正させていただきます。

刷	頁	訂正箇所	誤	正
初刷	107	「理解度チェック」設問4	～「 <u>検索性</u> 」「 <u>機密性</u> 」「 <u>安全性</u> 」の3つである。	～「 <u>検索性</u> 」「 <u>機密性</u> 」「 <u>完全性</u> 」の3つである。
初刷	114	本文上から10行目	① 職務分析	削除
初刷	130	本文上から11行目	提案制度とは、個人または任意グループが業務改善につながる提案を企業として正式に受け付け、～	提案制度とは、個人または任意グループからの業務改善につながる提案を企業として正式に受け付け、～
初刷	170	本文下から12行目	・ <u>安全性</u> …不正な破壊や～	・ <u>完全性</u> …不正な破壊や～
初刷	190	<b>Key Word</b> 本文上から1行目	建築主は、建築しようとする建物が～	建築主は、 <u>建築確認が必要な場合には、建築しようとする建物が</u> ～
初刷	198	本文上から11行目	～（ <u>産業廃棄物処理法施行令2条</u> ）。～	～（ <u>廃棄物処理法施行令2条</u> ）。～
初刷	200	本文上から1行目	～（ <u>産業廃棄物処理法11条、12条</u> ）。～	～（ <u>廃棄物処理法11条、12条</u> ）。～
初刷	214	図表4-2-15中の「 <u>気積</u> 」の項	～（ <u>安衛則600条、事務所則12条</u> ）	～（ <u>安衛則600条、事務所則2条</u> ）
初刷	226	本文上から4～5行目	また、厚生労働省は「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」を示しており、～	<u>労働安全衛生法68条の2には事業者は労働者の受動喫煙防止のための適切な措置を講じるよう努めることが定められている。同法に基づき、厚生労働省は「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」を示しており、～</u>
初刷	241	本文上から15～16行目	不動産売買で、宅地建物取引業者がみずから貸主となる場合や仲介を行う場合には、～	不動産賃貸借で、宅地建物取引業者が仲介を行う場合には、～
初刷	248	本文下から1行目	価格（取得 <u>価格</u> ）と使用可能期間～	価格（取得 <u>価額</u> ）と使用可能期間～
初刷	249	本文上から1行目	～処分するときの <u>価格</u> （ <u>残存価格</u> ）の～	～処分するときの <u>価格</u> （ <u>残存価額</u> ）の～
初刷	258	「理解度チェック」設問1の解答	～用途変更を行う場合は、 <u>バリアフリー法</u> の～	～用途変更を行う場合は、 <u>バリアフリー新法</u> の～
初刷	282	本文下から7行目	中元は <u>6月下旬</u> 、歳暮は11月下旬を目安に、～	歳暮は11月下旬を目安に、～
初刷	308	本文下から11～10行目	～ <u>受益者負担金</u> という名の寄付をお願いされることがある。 <u>公的なものは協力し</u> 、～	<u>受益者負担金を求められることがある。条例など法令に基づくものは納付が義務となり</u> 、～

※第3版初刷：令和2年4月8日発行